

## アメリカ刑事法の調査研究 (137)

米国刑事法研究会  
(代表 椎橋隆幸)\*

### Messerschmidt v. Millender, 132 S.Ct.1235 (2012)

柳川重規\*\*

搜索令状記載の搜索対象物につき搜索の特定性の要件が欠けているとして、搜索を行った警察官に対し損害賠償を求める訴えが提起された事案において、警察官に対し限定免責 (qualified immunity) が認められた事例。

#### 《事実の概要》

ロサンゼルス・カウンティの警察官である申請人メッサーシュミットは、ケリィという女性から被害届を受けた。その内容は、恋人からの暴力に耐えかねて、居所を変えようと警察官に付き添ってもらいながらアパートの荷物をまとめていたところ、別件の緊急事態に対応するため警察官がアパートを離れた隙に、恋人のボーエンがアパートに入り込み、彼女が警察を呼んだことに激昂して暴力を加え、自動車で逃げようとする彼女に対し銃身を短く切り拳銃様の握りを付した散弾銃を発射したというものであった。さらに彼女は、ボーエンはストリート・ギャングの構成員であり、

---

\* 所員・中央大学法科大学院教授・法学部教授

\*\* 所員・中央大学法学部教授

暴力犯罪での複数の前科・前歴もあり、里親だった被申請人ミレンダーのもとに身を寄せている可能性がある、と供述した。

この被害届に基づいて捜査が開始され、警察の記録やストリート・ギャングに関するコンピュータのデータベースを照会するなどしてケリイの供述の裏付けが取れた段階で、メッサーシュミットは、ミレンダーの住居を捜索場所とし、捜索対象物を、①すべての銃器及び銃器関連物、②ボーエンがストリート・ギャングの構成員であることを示すすべての物とする捜索令状の発付を請求した。捜索令状の発付請求に先立ち、メッサーシュミットは警察の上司と地区検事(Deputy District Attorney)に令状発付請求の承認を得ていた。捜索令状が発付され、令状捜査が実施されたが、発見されたのはミレンダー所有の散弾銃と、カリフォルニア州社会福祉局がボーエンに宛てた信書、45口径の弾薬1箱であった。

ミレンダーは、この捜査が第4修正に違反するとして、合衆国法典タイトル42、1983条に基づきメッサーシュミット等に対し損害賠償を求める訴えを提起した。合衆国 District Court はミレンダーの請求を認容し、第9巡回区 Court of Appeals も大法廷で、本件の捜索令状には被疑事実と関連すると疑うに足りる相当な理由がない証拠まで捜索対象としている点で瑕疵があるので第4修正に違反し、しかも、通常の官憲であればこの瑕疵を認識し得たのであるから限定免責(qualified immunity)は認められないと判示し、District Court の判断を確認した。合衆国最高裁判所によりサーシオレイライが認容された。

## 《判旨・法廷意見》

### 破棄

#### 1 ローバーツ首席裁判官執筆の法廷意見

1 先例では、通常人が知り得るような法律上・憲法上明確に確立した権利を侵害した場合でなければ、政府の係官には限定免責が与えられるとされ<sup>1)</sup>、さらには、政府の係官に限定免責が与えられるか否かは、行為時に明確に確立していた法的ルールに照らした当該行為の「客観的な法律上

の合理性」の有無によって決まるともされている<sup>2)</sup>。そして令状捜索の場合は、中立の令状発付官が令状を発付したという事実から、違法であると係官がわからなくても、通常は、客観的に見て合理的であるといえる<sup>3)</sup>が、しかし、当該宣誓供述書から捜索・押収の実体要件が具備していると思料することがおよそ不合理であり、通常的能力を備えた係官であれば、当該事案で令状が発付されることはないと思料するであろう場合には、令状が発付されたことをもって係官は免責されないとされている<sup>4)</sup>。

2 本件で、ボーエンは銃身を短く切り拳銃様の握りを付した違法な散弾銃を1丁所持しており、警察に通報されたことを理由に、相手を殺害しようとするこの銃を公然と5回も発射している。これに加え、ストリート・ギャングの一員であるとの疑いも持たれており、他人を殺害しようとして積極的に銃器を使用した事実、警察のことを極端に気にかけていたという事実を併せて考慮すると、ボーエンが他にも違法な銃器を所持していると政府の係官が判断したことは不合理ではない。また、自分のもとを去れば殺すと叫び、銃を用いてケリィを殺害しようとしたことから、再びケリィを殺害しようとして銃器を所持している可能性が高く、ケリィに対するさらなる暴力行為を防止するのに銃器の押収が必要だと政府の係官が思料したことは合理的である。さらに、カリフォルニア州法は、犯罪遂行の手段として用いる目的で所持している物を対象とした捜索のための令状発付を許可している。以上のことからすると、本件で、すべての銃器及び銃器関連物を捜索する実体要件があると政府の係官が思料したことは、およそ不合理であったとは言えない。

1) Pearson v. Callahan, 555 U.S. 223 (2009); Harlow v. Fitzgerald, 457 U.S. 800 (1982). Pearson については、洲見光男・アメリカ法2009年2号370頁参照。

2) Anderson v. Creighton, 483 U.S. 635 (1987).

3) United States v. Leon, 468 U.S. 897 (1984).

4) Malley v. Briggs, 475 U.S. 335 (1986). Malley については、米国刑事法研究会(代表 渥美東洋)・アメリカ刑事法の調査研究(34)比較法雑誌21巻3号131頁(田村泰敏 担当)参照。

本件のケリィに対するポーエンの暴力行為は、恋愛関係のもつれから生じたものではなく、ポーエンのストリート・ギャングとしての活動の詳細をケリィに警察へ供述させないようにする目的で行われたと見ることができるので、ポーエンがストリート・ギャングに加入していることを示す証拠は、犯行の動機を示すものであり、本件のケリィに対する暴力行為の訴追に役立つ。また、犯行に用いた兇器を使用することに慣れていたことを示し、ケリィに攻撃を加える意図があったことを示すことになるので、ポーエンが証言した場合に証言の証明力を減殺したり、抗弁を提出した場合の反証の証拠として役立つ。仮に、本件がストリート・ギャング関連犯罪でないと仮定しても、ミレンダーの住居で発見された証拠をポーエンに結びつける証拠となる。

3 本件でメッサーシュミットが搜索令状の発付を請求する前に、警察の上司と地区検事に令状請求の承認を得ているという事実も、本件の搜索令状が有効であると官憲が思料したことが合理的であることを支える根拠となる。本件で申請人は、政府の係官に合理的に期待されるすべての手順を踏んでいる。

なるほど、*Malley v. Briggs* は、マジストレイトによる審査を受けたことから自動的に限定免責が認められることにはならないと言っているが、令状が有効であると思料したことが客観的に見て合理的か否かの判断とこの審査を受けたことが無関係であるとまでは言っていない。

4 下級裁判所が依拠している *Groh v. Ramirez*<sup>5)</sup> は、搜索・押収令状に押収対象物が一切明示されていなかった事例で、令状に瑕疵のあることが令状の文面上一見して明白だった事例である。瑕疵があるか否かの判断に詳細な検討を要する本件は、この点で *Groh* とは区別される。

以上の理由から申請人には限定免責が認められる。原判断を破棄する。

---

5) *Groh v. Ramirez*, 540 U.S. 551(2004).

## 2 ブライヤー裁判官の補足意見

法廷意見は本件の事情として、①ボーエンは違法な銃を所持しており、ストリート・ギャングの一員であり、謀殺目的で進んで銃を使用しており、警察のことを特別に警戒していた、②通常の警察官ならば、ケリィへのさらなる攻撃を防止するために銃器の押収が必要であると思料する状況にあった、ということを描している。これらの事情を総合すれば、本件では、警察官が搜索の範囲につき特定性の要件は充足していると思料したことは合理的である。

## 3 ケイガン裁判官の一部補足、一部反対の意見

ストリート・ギャングと結びつきがあり、加えて、違法な銃を所持し、その銃を用いて他人に攻撃を加えたという事実を合わせて考察しても、ボーエンが他に違法な銃を所持している、あるいは合法的な銃であっても違法な方法での使用を意図して所持していることを疑うに足る相当な理由があるとするにはできないように思われる。しかし、この点については、これまで当裁判所も第9巡回区コート・オブ・アピールズも結論を示してきていないので、通常的能力を備えた警察官が、本件の搜索令状につき銃器の搜索の点で搜索の実体要件を具備していると判断することもありうる。したがって、銃器の搜索に関しては限定免責が認められる。

他方で、本件搜索の被疑事実がボーエンのケリィに対する暴力行為であり、本件はドメスティック・バイオレンスの事案であるが、ボーエンがストリート・ギャングの一員であることを示す証拠が本件の暴力事件の証拠になるとの説明は令状発付請求の際には行われていない。また、法廷意見の理由付けからすれば、ミレンダーの住居にあるボーエンの所有物すべてについて搜索が許されることになりそうであるが、これは第4修正に違反する。こうした瑕疵は、通常的能力を備えた政府の係官であれば認識し得たものである。

さらに、*Malley v. Briggs* では、限定免責が与えられるか否かは、当該係官の専門的判断の当否にかかっており、マジストレイトの判断の誤りと

は別個に検討しなければならない、と明確に述べられている。このことは、警察の上司、地区検事から令状発付請求の承認を得たという本件事情の下ではより妥当する。これらの者の判断を考慮に入れることが許されれば、それぞれが不合理な判断をしても、それにより互いに免責が認められることになるからである。

以上の理由から、ボーエンがストリート・ギャングの構成員であることを示す証拠の搜索に関しては、限定免責は認められない。

#### 4 ソトマイヤー裁判官の反対意見(ギンズバーグ裁判官参加)

1 ボーエンがストリート・ギャングの構成員であることを示すすべての証拠が、搜索対象物とされたことについて

法廷意見は、本件をドメスティック・バイオレンスの事件ではなく、ストリート・ギャングに関連した犯罪であるとの前提に立って判断している。しかし、警察は、メッサーシュミットの証言録取書等に現われているように、本件をドメスティック・バイオレンスの事案と見ており、この点については District Court の認定も同様である。法廷意見の認定は、警察の判断について後知恵で説明を加えるものであり、District Court に代わって事実を認定するようなものであって、これは上訴裁判所が取ってはならない態度として当裁判所が繰り返し戒めてきたものである。したがって、本件の犯行それ自体はストリート・ギャングと関連しないとの前提に立たなければならず、そうすると、通常的能力を有する係官であれば、ボーエンがストリート・ギャングの一員であることを示す証拠を搜索する実体要件が本件で備わっているとは思料しないであろう。

法廷意見はまた、ボーエンがストリート・ギャングの一員であることを示す証拠は、ボーエンが証人として証言した場合に証言の証明力を減殺したり、抗弁を提出した場合に反証のために用いる証拠として役立つという。しかし、このような理由から搜索が許されることになれば、悪性格や犯行の動機、機会、意図等を示すあらゆる証拠の搜索が許されることになるが、このような搜索は実体要件を欠き許されないというのが先例であ

る。しかも、本件で警察がこうした証拠を捜索した実際の理由は、他の構成員の存在を明らかにし、組織による犯罪活動を行っていることの証明に用いようというものであり、警察はまさに第4修正が禁ずる一般的探索的捜索を行おうとしていたのである。

法廷意見はさらに、ミレンダーの住居で発見された証拠とボーエンとの結びつきを判断するのに、このような証拠が役立つというが、ミレンダー一家はボーエンが加入しているとされるストリート・ギャングの活動的構成員であるから、発見された証拠がボーエン以外の構成員に関する証拠である可能性もあり、必ずしもボーエンと結びつくものではない。

## 2 すべての銃器及び銃器関連物が捜索対象物とされたことについて

本件で警察があらゆる銃器及び銃器関連物を捜索したのは、法廷意見が言うようにそれらについて捜索の実体要件が備わっていると判断したからではなく、有効に発付された令状により捜索が許されていたという理由による。

また、法廷意見は、ボーエンが犯行に用いた銃以外の銃をミレンダーの住居内に所持していると疑うに足る相当な理由があると思料するのは合理的であると言うが、本件で警察は、実際にはそのような銃が存在すると思料する根拠を有していなかった。このような状況で警察が捜索に出るのは合理的とは言えないはずである。

仮にボーエンがミレンダーの住居内で銃を所持していたとしても、捜索により発見された銃すべてについてそれが禁制品か犯罪の証拠であると疑うに足る相当な理由があることは、本件の捜索令状では示されていない。

最後に、ケリィが再び攻撃を受けるのを防止するためにすべての銃器の押収が必要であったと法廷意見は言うが、そのような目的で押収する銃器として令状に明示されていたのは、本件の犯行で使用された散弾銃のみである。

3 マジストレイトの審査を受けていることが、捜索が客観的に見て合理的か否かを判断する上で直接関連する事実である、と法廷意見が判断した点について

限定免責が認められるか否かの判断にとって重要なのは、係官の行為が客観的に見て合理的と言えるかどうかであり、捜索を行った係官の動機の良し悪しではない。法廷意見は、マジストレイトによる承認を得ていることが、捜索が客観的に見て合理的か否かを判断する上で関連するというが、Malleyでは、限定免責を付与すべきか否かの判断に当たっては、警察官が実体要件が備わっているとのマジストレイトの判断に合理的に依拠したか否かではなく、通常的能力を備えている警察官であれば宣誓供述書によっては実体要件を具備せず、したがって令状発付請求をすべきではないことがわかっていたといえるか否かが問われなければならないとされた。また、この客観的合理性についての理解は、Harlow v. Fitzgerald<sup>6)</sup>やLeon<sup>7)</sup>の理解とは異なるものであるとも説明された。これにより令状の発付申請に先立って実体要件充足の有無を熟考する動機付けを警察官に与え、実体要件を欠く令状発付申請を減少させようというのがその狙いである。法廷意見の判断は、こうしたMalleyの狙いを挫折させるものである。

令状の発付請求をすべきではなかったにもかかわらず、警察内部で請求の承認が与えられ、マジストレイトによる令状発付がなされた場合は、請求者の上司もマジストレイトも通常備えるべき能力を欠いていたということであり、他の者の能力の欠如を理由に警察官に限定免責を与えることはできない。

#### 4 結 論

法廷意見が示した理由付けは、本件で実際に捜索に当たった申請人が有していた理由を基礎にしたものではなく、仮定的な判断に基づくものである。限定免責が与えられるべきか否かの判断に当たっては、本件の申請人が客観的に見て合理的に行為したか否かに焦点を当てるべきであり、法廷意見の分析はそこから大きく外れている。原判断を確認すべきである。

---

6) Harlow v. Fitzgerald, 457 U.S. 800 (1982).

7) United States v. Leon, 468 U.S. 897 (1986).



## 《解説》

1 本件では合衆国法典タイトル42, 1983条により損害賠償を求める訴えを提起された警察官に, 限定免責 (qualified immunity) が与えられるか否かが争われているが, 警察官に違法があったとされているのは令状に基づく捜索であり, それは, 捜索令状に記載された捜索対象物が被疑事実との関連性を欠き, 捜索の特定性の要件が充たされていないということをも理由としている。すなわち, 捜索令状に記載された捜索対象物が, ①すべての銃器及び銃器関連物, ②被疑者がストリート・ギャングの一員であることを示す証拠とされており, これらについて恋人に対し違法に改造した銃を発射したとの被疑事実と関連すると疑うに足る相当な理由がないということである<sup>8)</sup>。もっとも, 政府の係官に限定免責が与えられるか否かは, 先例では, 当該行為の「客観的な法律上の合理性」の有無によって決まるとされており<sup>9)</sup>, そして令状捜索の場合は, 中立の令状発付官が令状を発付したという事実から, 自動的に捜索の客観的合理性が認定されるわけではなく, 宣誓供述書から捜索・押収の実体要件が具備していると思料することがおよそ不合理であり, 通常的能力を備えた係官であれば, 当該事案で令状が発付されることはないと思料するであろう場合には, 係官は免責されないとされている<sup>10), 11)</sup>。そこで本件では, 捜索令状が適法・合憲かは直接判断せず, 警察が, 本件捜索令状記載の捜索対象物が被疑事実との関連性を有し, 捜索が適法・合憲であると思料したことが客観的に見て合理的といえるか, それとも通常的能力を備えた係官であれば, 本件で

8) 我が国の判例で類似した事案を扱っているのは, 恐喝の被疑事実で差押える物を「本件に関係のある…暴力団を標章する状, バッチ, メモ等, 拳銃, ハトロン紙包みの現金, 銃砲刀剣類等」と捜索差押令状に記載したことの適法性が争われた最判昭51・11・18集刑202号379頁である。

9) Anderson v. Creighton, 483 U.S. 635 (1987).

10) Malley v. Briggs, 475 U.S. 335 (1986). Malley については, アメリカ刑事法の調査研究<sup>(34)</sup>・比較法雑誌21巻3号131頁(田村泰敏 担当)。

11) 合衆国における公務員に対する損害賠償請求訴訟および公務員の免責制度については, 田村泰敏『公務員不法行為責任』(1995年)参照。

令状が発付されることはないと思料したであろうかを問題にしている。

2 法廷意見と反対意見(ケイガン裁判官の意見も含め)は、本件犯行の動機の理解及びそれに基づく本件犯行の性質の理解の点で見解を異にしている。法廷意見は本件犯行を、ストリート・ギャングとしての活動の詳細を警察へ供述させないようにする目的で行われたと見ることができるとし、本件をストリート・ギャング関連犯罪と見ている。これに対し、反対意見は、本件を単なるドメスティック・バイオレンスの事案と見ている。実際の警察の認識は、本件はドメスティック・バイオレンスの事案であるということのようなので、法廷意見は、「客観的合理性」の判断、すなわち、通常的能力を備えた係官であれば適法と思料したか否かという判断は、実際の警察の認識とは異なる仮定的な係官の認識を前提にした判断を許すものであると考えたようである<sup>12)</sup>。

法廷意見はまた、犯罪の拡大防止、被害者の再被害化防止という目的を、搜索が許される範囲を考える上で重視している。法廷意見が指摘しているように、カリフォルニア州では、犯罪遂行の手段として用いる目的で所持している物を搜索するための令状発付が認められており、犯罪の拡大防止ということ搜索が許される範囲を判断する上で考慮できるという点で、我が国とは異なっているようである。

また、搜索令状請求前に、申請人が警察の上司や地区検事(Deputy District Attorney)に相談したという事実についても、法廷意見と反対意見は評価を異にしている。捜査官として踏むべき手順を申請人は踏んでいると法廷意見は評価しているのに対し、通常的能力を欠く者同士であっても相談していればよいということになれば、相談相手の能力の欠如を理由に責任が免除されることになりおかしい、と反対意見は考えている。通常的能力を有する警察官でも判断に迷うことはあり、判断に迷ったから上司に相談し、その判断に従い、ある意味組織的に行動したにもかかわらず、

---

12) このような法廷意見の判断方法を従来の客観的合理性テストとは異なるものであると指摘するものとして、See, The Supreme Court 2011 Term Leading Cases, 126 HaL. Rev. 216 (2012).

個人として損害賠償責任を負わなければならないというのは、警察官にとって酷かもしれない。

3 本件は、警察官の不法行為責任についての限定免責の認定方法である「客観的合理性」テストを、令状捜索における捜索の特定性の問題に適用した事例である。被疑事実の性質を、実際の警察官の認識とは異なり、法廷意見が仮定する警察官であればどのように認識したかという判断を前提に、ストリート・ギャング関連犯罪とした点などに、本件の特徴がある。もっとも、本件事案にはこのような仮定的判断を支える具体的な事実があり、法廷意見もそうした事実を離れて抽象的に仮定的判断を展開したわけではないということは留意しておく必要があるように思われる。